

スクラム

東京清掃労働組合墨田支部機関紙
2007年12月29日(土)
第30号
教育宣伝部発行/教宣部長 岡崎広

区小委員会交渉報告

粗大ごみ収集・運搬等業務委託の考え方 に対し、解明要求を突きつけました！

前号で報告しましたとおり、12月21日、当局より「平成20年度作業計画策定にあたっての考え方(案)」並びに「平成20年度作業計画(案)」、更に「粗大ごみ収集・運搬等業務委託に関する基本的考え方について(案)」が提案されました。

執行部としては、提案交渉後、すぐさま区役所において第8回執行委員会を開催し、提案内容について検討を行いました。20年度作業計画そのものは、基本的に今年度同様の策定基準を用いていることから、交渉の争点は「粗大委託提案の撤回」であることを確認し、年末年始を挟むこととなり厳しい交渉日程を組まざるを得ないが、全力で闘いを進めることを意思統一しました。

そして、交渉の皮切りとして、28日(金)、16時30分より、環境担当部長に対し「粗大ごみ収集・運搬等業務委託に対する解明要求」を行いました。

2007年12月28日

墨田区地域振興部

環境担当部長 宋戸 亮 様

東京清掃労働組合墨田支部
執行委員長 山崎 富康

粗大ごみ収集・運搬業務等委託提案に対する解明要求

日頃、資源循環型清掃事業の確立に向けた貴職のご尽力に敬意を表します。

平成20年度作業計画策定交渉については、残念ながらこの間、都労委要望に基づく協議・調整が円滑に行なわれていないことから、やむを得ず昨年と同様の交渉形態を取る事となり、20日に本部交渉が妥結したことを受け、21日に支部に対して提案がされたところです。

提案された「平成20年度ごみ収集作業計画策定にあたっての考え方(案)」では、粗大収集について民間委託の考え方が示され、併せて「粗大ごみ収集・運搬等業務委託に関する基本的考え方(案)」が提案されました。この考え方については、我々は到底納得のいくものではなく、断固反対の立場であることは提案交渉時に申し上げたところではありますが、持ち帰り検討した結果、不明な点も含め解明要求をさせていただくこととしました。

極めて時間の限られたなかで、平成20年度作業計画策定交渉を行わなければなりません、本日の解明要求を皮切りに鋭意協議を行って行きたいと考えているところです。したがって、下記のそれぞれの項目に対し、誠意ある回答を求めます。

記

1. 申し込みから収集までの期間の短縮をすることにより、住民サービスが向上するとのことであるが、そのことを何故委託で行なわなければならないのか。申し込みから収集までの期間短縮のみが委託の根拠であるならば、委託の前に直営での運営を検討すべきである。直営での収集では何故行なえないのか明らかにしていただきたい。
2. 平常収集のみならず、日曜持込の受付やリサイクルセンターの運営、また、不法投棄対策など多くのセクションが一体となっで行なっている現在の運営形態については、全て直営であるからこそ円滑に展開できているものと考え。リサイクルセンターのみ現行どおりとするとのことだが、それ以外の部分について全て民間委託では事業運営に支障が生じる危惧がある。激変緩和措置として、直営・委託の並存などの考えはないのか。何故、いきなり全面委託なのか、考えをお聞かせいただきたい。
3. 個人情報保護法の観点から、委託での収集は住民のプライバシーを侵害する恐れがあり、安全性や安心感を提供することが困難であると言わざるを得ない。現在は、守秘義務を持った我々が回収するからこそ、玄関前での収集はもとより自宅の中に入って引き出す際にも区民は安心して任せられるものと理解している。このことについての考えをお聞かせいただきたい。
4. 墨田区は、碁盤の目に整備された地域と、入り組んだ狭小路地の多い地域が混在した複雑な地域性がある。そういう意味からも我々職員が培ってきたノウハウがあっってはじめて円滑な収集が行えていると考える。これは一朝一夕で習得で

きることではなく、仮に民間業者で収集を行なうことになれば相当の混乱が予想され、夜遅くに収集に行かざるを得ないなどの事態も想像できる。期間短縮ができたとしても、こうしたことになれば住民のメリットどころか逆にデメリットとなってしまう。事業執行課として、こうした事態を想定していないのか。また、現在既に民間業者が収集を行なっている日曜収集において、住民からこうした苦情等がないのかお聞かせいただきたい。

以上

以下が当日のやり取り抜粋です。

(当局) 年末を迎え、職員の皆さんには、特別対策を講じていただいていることに、まず、感謝申し上げます。それでは、ご指摘のあった事項について、私の方から、順次、回答させていただきます。

まず、直営でも粗大ごみの収集期間の短縮は可能であるのご意見でございます。清掃事業は、粗大ごみの収集だけでなく、可燃ごみ・不燃ごみの収集、事業者への排出指導、不法投棄対策、ごみ減量への区民への助言・指導など多様なものから成り立っているところでございます。また、平成20年度10月から、区の重要課題に位置づけている分別変更を区内全域で実施することとしております。こうした多様な業務からなる清掃事業全体のサービス向上を図るために、人的資源、経費等の有効活用を検討し、粗大ごみの収集については、職員が直接、担うのではなく、職員が指揮監督し、その業務を委託とするという考え方に至ったものでございます。

次に、リサイクルセンターを現行どおりとし、それ以外は全て委託する理由についてご質問がございました。リサイクルセンターの運営も含めて、委託を検討してまいりました。しかし、現時点において、日常的に区民と接する窓口機能をもっていること、粗大ごみについて再利用可能であるかの判断などに一定の経験が求められることから、リサイクルセンターについては、現行どおり、再雇用職員を配置し、業務の一部委託により運営することといたしました。

今後の運営方法等につきましては、激変緩和ということだけでなく、引き続き、サービス向上という視点から検討し、方向性を定めていきたいと考えております。

また、不法投棄対策など多くの事業と一体的に、職員が直接、行なっていることで、粗大ごみの収集が円滑に実施できているのご指摘でございます。これにつきましても、最初のご質問でもお答えしましたように、多様な業務から成り立っている清掃事業について、限られた経営資源を有効活用し、そのサービスの向上を図っていかねばならないということが基本にございます。そうしたことから、区が実施する業務の中には、委託する業務もあるわけでございますが、委託といえども区に実施責任が

ございますので、事業が円滑に実施できるように仕様を定め、履行確認していくこととしております。したがって、清掃事業において、職員が直接担うもの、委託により行なうものがあっても、区の実施責任の下に、円滑に実施できるようにしてまいります。

次に、個人情報保護についてのご質問がございました。個人情報の保護につきましては、事業を受託した者には、個人情報保護法はもちろん、墨田区の条例により、公務員と同じように守秘義務が課され、これらに違反した場合の罰則適用もあります。従いまして、新たに締結しようとしている粗大ごみの収集・運搬業務委託に関しましても、受託事業者への守秘義務が生じますので、適時、適切に履行確認を行っていくこととしております。また、守秘義務等で、区民の方が不安に思うことのないように、十分に、説明責任を果たしていくこととしております。

最後に、民間業者で収集を行なうことになれば相当の混乱が予想されるとのご指摘でございます。職員の皆さんが円滑に粗大ごみの収集を担ってきたことを大変、重く受けとめているところでございます。したがって、職員の皆さんが培ってきたノウハウをマニュアルとして、受託事業者へ提供し、さらに、実施に当たり必要な助言を行なっていくこととしております。また、受託事業者自ら、ノウハウを学ぶための社内研修等の取り組みが、何よりも重要ですので、契約の仕様で、社内研修等の実施を明記するとともに、その履行確認も適切に実施することとしております。なお、日曜収集におきましては、今までのところ、住民からの苦情等はきいておりませんが、今後も、苦情等が生じないように、契約に基づき、連携していきたいと考えております。

以上、私からの説明要求に対する回答でございます。

(組合) ただいま、説明要求に対する回答をいただきましたが、我々が納得できるものとはなっていません。

仮に委託で収集を行った場合の事業内容の細目や、区として必要な措置を講ずる準備があることは説明がされましたが、粗大収集を委託すること自体に対する明確な根拠が示されたとは考えられません。よって、我々が委託反対の立場にあることは変わりありませんので、年明けに交渉を再開するまでの間、積極的に再考いただき、引き続き誠意ある協議をしていただくことを強く求めます。

このように、わが支部からの4点の説明要求に対し、当局から明確な回答が得られたとは言えない内容です。このような状態で民間での粗大収集が円滑に運営できるとは到底考えられません。したがって、年明け早々に改めて要請行動等を行い、委託提案撤回に向け引き続き全力で協議を進めていきます。